

令和3年12月3日

自動車事故対策機構 (NASVA)

企画部 佐藤、齋藤

電話 03-5608-7584

NASVA 令和3年度上半期業務実績の公表

— 自動車事故対策のスペシャリストとして —

○業務実績の公表にあたって

(独)自動車事故対策機構(NASVA)では、自動車事故による被害者を「支える」、自動車事故を「防ぐ」、自動車事故から「守る」の3つの業務を一体的に実施する機関として、各種の取組を進めています。

今般、第4期中期目標・計画に基づき業務を実施している令和3年度上半期の業務実績がまとまりましたので、(別紙)のとおり概要を公表いたします。

上半期は、その大半が新型コロナウイルス感染症防止を目的とした緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置下での業務運営となりましたが、私たちは、我が国の人流・物流を担う事業者様、自動車事故の被害者の方々等を支えるべく、丁寧に業務を遂行してまいりました。

緊急事態宣言等も漸く解除となり、経済活動も少しずつ戻り始めておりますが、私たちは、引き続き感染防止対策に万全を期し、自動車事故対策を担う専門機関としての矜持を忘れることなく、組織一丸となって、これからも独立行政法人としての公的な責務を果たしてまいります。

国民の皆様におかれましては、NASVA への一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(別紙)

1. 指導講習

全国50支所の体制をフル稼働し、全国の自動車運送事業者に対し、質の高い安全指導を実施し、指導講習全体の受講者数は、51,214人となりました(前年度同期比:29.4%増)。また、コロナ禍における受講環境を確保するため、動画配信による講習を開催しました。

なお、インターネットを通じて早期予約が可能となる等、利用者の利便性向上につながることをアピールし続けたことにより、インターネット予約による受講割合は、年度目標80%を大きく上回る92.6%(前年度同期比:5.3%増)となりました。

2. 適性診断

適性診断全体の受診者数は、231,645人となりました(前年度同期比:9.0%増)。

予約方法について、指導講習と同様の取組を実施した結果、インターネット予約による受診割合は、年度目標70%を大きく上回る85.9%(前年度同期比:5.0%増)となっています。

また、ナスバネット^(注1)導入契約事業者等による支所以外での一般診断受診割合は、年度目標50%を大きく上回る60.6%(前年度同期比:4.6%減)となっています。

(注1) ナスバネットとはインターネットを活用した適性診断システムのこと。

このほか、高齢運転者の事故防止対策として、引き続き大学機関と連携し、加齢変化に関係する機能を測定する新たなテストの研究を進めています。

3. 安全指導業務(指導講習・適性診断)の民間参入支援

NASVAでは、ナスバネットの利用を希望する適性診断認定機関104者に対して、32,671件(前年度同期比:18.6%増)のナスバネットによる受診測定を提供しました。また、指導講習認定機関となっている団体等に対し、NASVAの作成した指導講習教材の提供を42,935冊(前年度同期比:18.3%増)行いました。さらに、国土交通省の認定を取得される団体等向けに、適性診断事業の「第一種カウンセラー要件研修」及び指導講習事業の「第一種講師要件研修」を実施したほか、「指導講習認定機関連絡会」を全国133者に対し実施し、認定事業者の質の維持にも努めています。



第一種講師要件研修

4. 安全マネジメント関連業務

(1) 安全マネジメントコンサルティング等

運送事業者等に対し、安全管理体制の構築等を支援するため、コンサルティング、講師派遣、安全マネジメント講習会及び運輸安全マネジメント評価を実施しました。

(2) ISO 39001（道路交通安全マネジメントシステム）^(注2)の普及・啓発活動

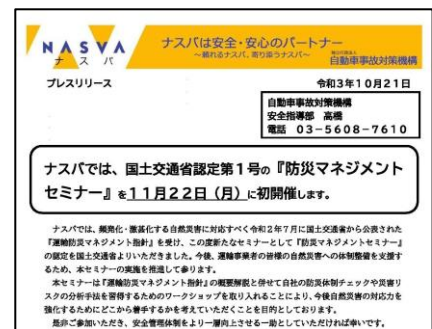
国内審議委員会の下に設置されている専門委員会に対し必要な情報提供を行うなど、事務局として適切に対応しました。

(注2) 国際標準化機構（ISO）において定められた国際規格の一つで、「道路交通事故による死亡・重傷の撲滅」を目指し、2012年10月1日に発行

(3) 防災マネジメントセミナーの開催

令和2年7月、国土交通省より、頻発化・激甚化する自然災害に対応するための「運輸防災マネジメント指針」が公表され、同指針において「防災マネジメントセミナー」が新設されました。

NASVAは、本年10月、いち早く実施機関として第1号認定を取得し、11月、第1回セミナーを開催しました。



(4) 貸切バス適正化事業への支援

国土交通省の指定を受けた一般貸切旅客自動車運送適正化機関が実施する貸切バス事業者への改善指導等を目的とした巡回指導について、適正化機関からの要請に応じ、業務に精通したNASVA職員を計5カ所へ外部指導員として派遣しました。

(5) 「運輸安全マネジメント事業部」を新たに発足

貸切バス事業の許可の更新制の導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時まで認定事業者による事業者は運輸安全マネジメント評価を受けること」に迅速に対応するため、令和3年度より、運輸安全マネジメント評価等を実施する「運輸安全マネジメント事業部」を新たに発足し、体制の強化を図りました。

5. 療護施設の設置・運営

(1) 脱却者数^(注3)

自動車事故による遷延性意識障害者の専門病院として設置・運営委託を行っている療護施設において、入院患者の状態に応じた適切な治療及び看護等に努めた結果、脱却者数は17人（前年度同期実績：12人）となりました。

(注3) 意思疎通・運動機能が一定程度以上改善し、療護施設を退院した患者の数

(2) 一貫症例研究型委託病床^(注4)における治療・看護の実施

一貫症例研究型委託病床については、令和2年度に拡充の上、適切な治療・看護を実施しており、上半期は2名入院、1名脱却、累計では16名が入院し、このうち6

名が脱却するなど、短期間で大きな成果を上げています。また、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成にも努めています。

(注4) 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療と看護、リハビリ等の臨床研究を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う委託病床。

(3) 国と連携した今後の療護施設のあり方に係る検討

国が設置する「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」に積極的に関与し、療護施設全体の今後のあり方について検討を行いました。今後、7月にとりまとめられた報告書を踏まえ、国と連携して、必要な対応を進めてまいります。

(4) 療護施設の知見・成果の普及活動

療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの学会がWebや誌上発表となる中においても、療護施設の知見を知らしめるため、積極的に発表の場を求め、30件(前年度同期実績：12件)の研究発表を行いました。また、短期入院協力病院の看護師等に対する専門研修を実施しました。

6. 重度後遺障害者に対する援護

(1) 訪問支援

介護料受給資格者^(注5)等の支援のため、直接自宅を訪問して、介護に関する相談対応・情報提供を行う訪問支援について、2,274人(前年度同期実績：1,701人)に対して実施しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、今年度より、新たにリモート方式による訪問支援を試行的に実施し、訪問支援実績の約半分の1,125人に対して実施しました。



リモートによる訪問支援の実施

(注5) 介護料受給資格者とは、後遺障害の程度に応じて介護料受給資格の認定を受けた者

(2) 介護料受給者等の交流会

訪問支援による精神的な面での支援に加え、同じ境遇にある各家庭の介護者等が介護における悩みを共有し、情報交換をしていただくための交流会を、8支所9回(前年度同期実績：2支所2回)開催しました。昨年度の交流会において、参加者から強い要望のあった防災に関する内容について、防災専門家や障害福祉関係者のご協力を得ながら情報提供を行い、大変有益な時間となりました。

(3) 介護料の支給

自動車事故を原因とする重度の後遺障害により、常時又は随時の介護が必要な方に対し、後遺障害の程度、介護の状況に応じて介護料を支給しました。支給実績は、4,743人(前年度同期実績：4,722人)となっております。

今後も被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行ってまいります。

(4) 短期入院・入所への支援

介護料受給資格者に係る短期入院・入所費用に係る助成について、延べ502人(前年度同期実績：501人) に対して行いました。

また、短期入院協力病院・短期入所協力施設^(注6)(以下「協力病院等」)の利用促進を図るため、訪問支援・介護料受給者等交流会を通じ、介護料受給資格者と協力病院等との間をつなぎ、利用前後のフォローアップを行っています。

(注6) 短期入院協力病院・短期入所協力施設とは、国土交通省が指定した介護料受給資格者の短期入院・入所(原則、1回の入院が2日以上14日以内)を積極的に受け入れている病院・施設のこと

7. 交通遺児等に対する支援

(1) 友の会の集い

自動車事故による被害者家族同士の交流の場として、長引く緊急事態宣言の状況下においても、新型コロナウイルス感染症への対策を万全に講じつつ、参加される方々の体調等にも十分配慮の上、「友の会の集い」を4支所(前年度同期実績：9支所)で実施しました。



(2) 保護者交流会

「友の会」に所属する交通遺児等の保護者同士が悩み事を語り合い、親睦を深める場として、(1)と同様の感染症対策等を講じた「保護者交流会」を4支所(前年度同期実績：9支所)で実施しました。



(3) 交通遺児等に対する貸付

自動車事故による交通遺児等の方に対する生活資金の貸付を行っており、46人(前年度同期実績：51人)の方が利用されています。

8. NASVA交通事故被害者ホットライン利用実績

ホットラインに対し、535件(前年度同期実績：707件)の相談が寄せられました。引き続き、被害者援護業務にかかる総合的な情報提供を行ってまいります。

9. 自動車アセスメント情報提供業務

(1) 自動車アセスメント評価結果の公表

昨年度より実施している新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、NASVA職員が試験に立ち会うことにより公正に評価試験を実施し、評価結果が確定した車種について、ユーザーに対し迅速に情報提供するため、これまで年2回の公表のところ、今年度から随時公表しています。

(2) 工夫を凝らした広報活動の実施

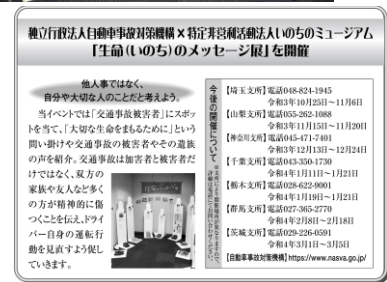
新型コロナウイルス感染症の影響により、関連イベントが軒並み中止となる中でも、チラシ、パンフレット等を用いた広報活動を21件（前年度同期実績：3件）行いました。また、厳しい状況下でも工夫を凝らし、結果発表会についてYouTubeで同時配信、JR 駅構内のイベント開催をメディアに取り上げてもらうなどの工夫やチャイルドシートに関心が高い幼保連携型こども園での広報など、新たな取組も実施しています。

1.0. 広報活動

(1) 「生命（いのち）のメッセージ展」のキャラバン開催

東京主管支所では、10月5日から16日にかけて、特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画を3年連続で開催しました。「交通事故被害者」と「事故により失われた生命の尊さ」を訴える大変意義のある展示となりました。

なお、本企画は、東京をさきがけに、来年3月にかけて、管内7箇所の支所で連続開催することとしており、命の大切さとともに、ドライバー一人一人の運転行動を見直すよう、強く促すものです。



一般紙への記事掲載

(2) 療護施設の広報活動

治療改善効果を高めるため事故後早期の入院ができるよう、救命指定病院等の病院、損害保険会社の保険金支払い部門及び自動車事故被害者に対して、療護施設の広報を行っています。さらに、10月には、「全国犯罪被害者支援フォーラム2021」に参加し、療護施設や各種援護制度の周知を行いました。今後もあらゆる機会、場所を捉えて、周知を図ってまいります。

(3) 広く国民に向けた効果的な広報活動の実施

新たな切り口による広報活動を強化しています。一例を挙げると、7.に記載の「友の会」会員向けの絵画教室・漫画教室の開催の際、メディアに働きかけを行った結果、記事掲載につながるとともに、SNSを活用した広報（講師の先生のTwitterと本部運用のFacebookの連動）を展開し、Facebookで過去最高のアクセス数を記録しました。

こうした好事例を全国に横展開し、今後も広く国民に向けて、NASVAの業務内容を積極的に発信してまいります。